

令和 7 年監査公表第 1 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市職員措置請求書の提出があり、同条第 5 項の規定により監査を行いましたので、その結果を公表します。

令和 7 年 2 月 5 日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、星が丘アクティブライブラリー整備検討基礎調査業務委託に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

第 1 措置請求の概要

1 請求書の提出日

令和 6年12月19日

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨（請求人の求める措置）

令和 6年 7月 2日に名古屋市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が東山遊園株式会社（以下「東山遊園」という。）との間で締結した星が丘アクティブライブラリー整備検討基礎調査業務委託契約（以下「本件随意契約」という。）は、地方自治法、同法施行令及び地方財政法に違反し、違法かつ無効であるため、本件随意契約に基づく東山遊園の履行行為の停止や、債務の履行に係る支出命令の差止め等、必要な措置を講じることを求める。

(2) 請求の理由

本件随意契約は、東山遊園から、同人が再開発を進めている区域（星が丘テラス）内にアクティブライブラリー（以下「AL」という。）を誘致したい旨の要望があったことを踏まえ、当該再開発において星が丘ボウル跡地に建設予定の商業棟（以下「本件商業棟」という。）について、ALを設置すべき候補地としての適否を調査する目的のものと思料される。

業務委託の必要性について、市は、東山遊園に対し、上記の適否を調査する上で必要な基礎資料（本件商業棟の再整備事業の規模、スケジュール及び工程や、ALを設置した場合の条件・経費（整備費用及びランニングコスト並びにこれらの算出根拠を含む。）に関する資料）の提供を求める等すれば足りる。よって、本件随意契約による調査業務（以下「本件調査業務」という。）を委託する必要性は認め難く、地方自治法第 2条第14項及び地方財政法第 4条第 1項に違反する。

また、仮に、本件調査業務を委託する必要がある場合でも、随意契約の相手方は、当該調査業務に利害関係を有しない公正・中立な専門の調査機関とすべきところ、AL整備計画の利害関係者本人である東山遊園へ本件調査業務を委託することは、言わば被評価者を評価者の地位に置くに等しく、公平性・中立性・客観性に欠けることは明らかであり、地方自治法第 234条第 2項及び同法施行令第 167条の 2第 1項第 2号に違反する。

なお、公表資料である「随意契約の内容の公表」においては、東山遊園が

本件調査業務を遂行する上で必要な専門能力（ＡＬ整備候補地の比較検討を行う評価能力）を有しているか、他の調査機関に調査させた場合に何らかの支障が生じるのかについての記載も一切ない。

以上のとおり、本件随意契約は、法定の要件を満たさず違法かつ無効であり、しかるべき是正措置を講ずるよう請求する。

第２ 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第３ 監査の実施

１ 請求人の陳述

地方自治法第 242条第 7項の規定に基づき、令和 7年 1月15日に、請求書における請求の要旨を補足するために、請求人の陳述を実施した。

２ 監査対象事項

本件監査においては、本件随意契約について、契約の目的、業務委託の必要性、随意契約の妥当性を監査対象事項とした。

３ 教育委員会事務局に対する調査

教育委員会事務局に対して、文書照会による調査を行った。回答はおおむね以下のとおりである。

（１）契約の目的について

本件商業棟へのＡＬ整備に関する主な経緯は、次のとおりである。

（表 1）本件商業棟へのＡＬ整備に関する主な経緯

時 期	内 容
平成30年 6月12日	東山遊園から、ＡＬ誘致の提案を受ける →費用面に課題があり、結論には至らず
令和 4年11月 7日	現千種図書館周辺での整備可能性調査を実施（～令和 5年 1月31日） →整備は物理的に可能なものの、様々な課題があるとの結果
令和 5年10月27日	星ヶ丘駅周辺の市有地等を対象とした、整備条件等の比較検討調査を実施（～令和 6年 3月25日） →名古屋市立菊里高等学校と現千種図書館隣地の 2か所に候補地が絞られたが、いずれも大きな課題があるとの結果
令和 5年12月 1日	東山遊園から、新たな条件でのＡＬ誘致の提案を受ける ・本件商業棟への積み増しをすることでＡＬの開設は可能 ・その場合、市は建設費と維持費の実費相当を負担すればよく、土地代は無償

提案を受けて以降	教育委員会事務局の担当職員において、以下の調査等を実施 ・ 東山遊園へ、本件商業棟へのＡＬに係る条件等を聴取・確認 ・ 他都市事例及び設置時期の実現可能性等の調査・検討
令和 6年 3月～ 4月	教育委員会事務局としては、本件商業棟をＡＬ整備の適地とする旨、教育次長の下で結論付けた上で、担当副市長及び教育長へ報告し、了承を得た ・ コストのほか、立地やアクセス、開館時期、整備条件などの物理的な条件に加え、これからの名古屋市図書館としての意義や期待される役割などを含めて総合的に判断
令和 6年 5月～	本件商業棟へのＡＬ整備について、地域住民等へ説明を実施
令和 6年 7月 2日	本件随意契約を締結し、本件調査業務を実施（～令和 7年 3月31日）
令和 6年 7月29日、 11月12日	本件商業棟へのＡＬ整備について、図書館協議会（諮問機関）で説明
令和 6年12月27日	本件商業棟へのＡＬ整備について、議会（教育子ども委員会）で説明（所管事務調査）

以上のとおり、教育委員会事務局としては、ＡＬの整備場所について、令和 5年度中に、諸条件を調査し、意義や期待される役割なども含めて総合的に判断の上で、本件商業棟が適当であるとの結論に至っている。

したがって、本件随意契約の目的は、本件商業棟がＡＬを設置すべき候補地として適当か否かを調査するものではなく、教育委員会事務局として、本件商業棟をＡＬ整備の適地として結論付けた上で、本件商業棟の構造や設備を前提としたＡＬ整備の実現に向けて、平面図の検討や躯体概算経費の算出に係る調査等を行うものである。

なお、請求人が請求書に添えて提出した公表資料「随意契約の内容の公表」において、契約の目的を「ＡＬ整備候補地の比較検討のため」と記載したのは、予算議決による正式決定前の段階であり、また本件商業棟でどのような図書館ができるのかといった実現性の検証と、地域等への説明をしている段階であったことを踏まえた対外的な説明として記載したものだが、本件調査業務の目的を正確に表現したものではなかったと考えている。

また、令和 6年度に実施した地域説明において、ＡＬ整備に係る有力候補地を比較する形式の資料を提出し、「星が丘ボウル跡地の方が適していると考えているが、星が丘ボウル跡地に決まったわけではない」と説明しているが、これは、地域の反対が大多数であれば整備を進めていくことができないとの認識があり、地域の感触を確認する必要があったほか、地域から事前に「決め打ちではなく候補地の比較検討結果を示して説明してほしい」との要望があったことを踏まえてのものである。

(2) 業務委託の必要性について

本件随意契約は、(1) のとおり、本件商業棟の構造や設備を前提としたA L整備の実現に向けて、平面図の検討や躯体概算経費の算出に係る調査等を行うものであり、この委託を必要としたのは、以下の理由による。

ア 本件商業棟は、東山遊園が設計を行っている最中であり、A Lの平面図の検討や概算事業費の精査をする上で、求めることができる基礎資料が存在していない。

イ 本件商業棟の躯体設計が令和 7年度まで行われ、同年度中に躯体工事が始まるスケジュールのため、躯体設計の完了後に必要な資料を提出させているのは、A Lの平面図の検討や概算事業費の精査をする期間を確保できない。

ウ 業務委託によらず、A Lの平面図の検討や概算事業費の精査をすることはできない。

エ 本件調査業務の結果として得られる所要の資料について、教育委員会には、報告の徴求又は勧告をできる権限・根拠はない。加えて、A Lの入居部分相当の建築費を本市が負担し、同部分を区分所有する計画であることを踏まえると、本市が所有することとなる物件について、平面図等の検討を無償で行わせることは不適切である。

以上のとおり、本件調査業務を委託したことには、相応の合理的な目的や理由があり、業務委託の必要性の欠如には当たらない。

(3) 随意契約の妥当性について

本件随意契約は、(1) のとおり、本件商業棟の構造や設備を前提としたA L整備の実現に向けて、平面図の検討や躯体概算経費の算出に係る調査等を行うものであるため、本件随意契約の締結時点で、本市と東山遊園は、評価者と被評価者という関係には当たらない。

なお、契約相手方を東山遊園に限定して、本件随意契約を締結したのは、以下の理由による。

ア (2) のとおり、本件商業棟は東山遊園が設計を行っている最中で、躯体の形状等について検討している段階にあるため、A Lの平面図の検討や概算事業費の精査をするために必要となる、本件商業棟全体のレイアウト（柱などの構造、エレベーターや階段などの配置をいう。）、開発スケジュールや工程、経費等の情報を有しているのは、東山遊園のみである。

イ 東山遊園以外の事業者では、商業棟全体の建築計画の把握や調整ができず、平面図の検討を行うための基礎となる情報が不正確となり、契約の目的を達成することができない。

ウ 本件商業棟全体の建築計画との整合性を確保した上で、A L平面図の検討を行うことができるのは、東山遊園のみである。

エ なお、東山遊園が本件調査業務に必要な能力を有するかについては、1級建築士を含む開発チームの存在や、専門的な技能を持った事業者の協力（再委託）体制等についても確認の上で、必要な能力を有していると判断した。

以上のとおり、本件随意契約は、当該契約の目的物の性質から、契約の相手方がおのずから特定の者に限定されることが明らかであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の要件「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、適正な手続により契約しているものである。

第4 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 契約の目的について

監査において、本件商業棟へのAL整備に関する主な経緯（第3の3（1）表1）についての事実を証する記録資料等を確認した。その結果、令和6年3月から4月の間に、ALの適地について、教育次長の下で結論付けた上で、担当副市長及び教育長へ報告し、了承を得ていることが確認された。このことから、教育委員会事務局として、本件随意契約の締結以前に、本件商業棟をALの適地として結論付けたことは、事実であると認定する。

一方で、公表資料「随意契約の内容の公表」や、令和6年度に実施した地域への説明において、上記の結論と整合していない部分があった。これは、ALを整備すべき候補地が比較検討の段階にあると捉えられかねないもので、注意を欠いたものであったと評さざるを得ない。

ただし、公表資料や地域説明の内容について、注意を欠いた点があったとしても、教育委員会事務局としてALの整備候補地を結論付けた上記の意思決定や、本件調査業務の内容を総合的に判断すれば、本件随意契約の目的は、他の整備候補地との比較検討をするものではなく、本件商業棟の構造や設備を前提としたAL整備の実現に向けて、ALの平面図の検討や躯体概算経費の算出等を行うものであると判断するのが相当である。

(2) 業務委託の必要性について

(1) で判断した契約の目的を踏まえれば、「候補地としての適否を調査する上で必要な資料の提供を求める等すれば足りる」との請求人の主張は、妥当なものとはいえない。

なお、業務委託の必要性については、以下のとおり判断する。

一般に、地方公共団体が締結する契約については、契約の目的や必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、それが地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる）及び地方財政法第

4条第1項（必要最少限度を超える支出の禁止）に反し違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であると解するのが相当である（平成25年3月28日最高裁判所（第一小法廷）判決）。

これを本件についてみると、教育委員会事務局は、第3の3（2）のとおり、本件商業棟へのAL整備を前提とする以上、令和7年度中に本件商業棟全体の躯体工事が始まる建築スケジュールを踏まえ、躯体設計の完成を待たず、ALの平面図の検討や概算事業費の精査等が必要と判断し、本件調査業務を委託したものと認められる。このような教育委員会事務局の判断については、一定の合理性があると認めるのが相当であり、この場合、裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用し若しくは不合理に行使したと評価することはできないことから、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反するとはいえず、また不当であるともいえない。

したがって、本件調査業務を委託したことについて、違法又は不当な点は認められない。

(3) 随意契約の妥当性について

(1) で判断した契約の目的を踏まえれば、東山遊園と本件随意契約を締結したことについて、請求人が主張するような「被評価者を評価者の地位に置くに等しい」には当たらず、この点において、公平性・中立性・客観性に欠けるものであるということとはできない。

なお、契約相手方を東山遊園に限定し、本件随意契約を締結したことの妥当性については、以下のとおり判断する。

一般に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約要件「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、契約の目的物の性質から、契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合など、競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当するが、必ずしもこのような場合に限定されず、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も、この要件に該当するものと解するべきであり、このような場合に該当するか否かは、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（昭和62年3月20日最高裁判所（第二小法廷）判決）。

これを本件についてみると、教育委員会事務局は、第3の3（3）のとおり、契約の内容・性質や、契約目的達成の確実性を考慮した結果、契約相手方が東山遊園に限定され、随意契約の方法により契約を締結する必要があると判断したと認められる。このような教育委員会事務局の判断について、不合理な裁量判断であると評価すべき事情は認められないことから、本件随意契約

は、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号の随意契約要件に該当し、適正な契約手続であると判断するのが相当である。

したがって、契約相手方を東山遊園に限定し、本件随意契約を締結したことについて、違法又は不当な点は認められない。

2 結論

本件請求を棄却する。

まず、以上のとおり、本件随意契約について、違法又は不当な点は認められない。

そして、違法な点がなく、裁量権の著しい濫用等もないとすれば、本件随意契約は、私法上無効とはならない（昭和62年 5月19日最高裁判所（第三小法廷）判決、平成20年 1月18日最高裁判所（第二小法廷）判決）。

したがって、本件随意契約について、措置する必要は認められない。

第5 意見

本件随意契約について、上記のとおり、違法又は不当な点は認められないものの、本件商業棟に係る建築費や維持費の実費相当額を本市が負担することが見込まれるという点で、本市と東山遊園の間に、一定の経済的利害関係があることは否定できないことや、適正な予算執行を図る観点からも、調査結果について、第三者による意見を求めるなど、より客観性の高い方法で検証を行うことで、妥当性や信頼性を確実に担保されたい。

(参考)

関係法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第 2条 （略）

2 ～13 （略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15～17 （略）

（契約の締結）

第 234条 （略）

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 ～ 6 （略）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第 167条の 2 地方自治法第 234条第 2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) （略）

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) ～ (9) （略）

2 ～ 4 （略）

○地方財政法（昭和23年法律第 109号）

（予算の執行等）

第 4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 （略）

(別添)

名古屋市職員措置請求書

令和6年12月19日

名古屋市監査委員 殿

監査請求者 別紙請求者目録記載のとおり
上記代理人 (職業、氏名等は省略)

第1 請求の趣旨

名古屋市教育委員会教育長・坪田知広が令和6年7月2日に東山遊園株式会社（代表取締役社長・水野宏洋。以下「東山遊園」という。）との間で締結した星ヶ丘アクティブライブラリー整備検討基準調査業務委託契約（以下「本件随意契約」といい、同契約の目的である委託業務のことを「本件調査業務」という。）は、地方自治法234条2項、同法施行令167条の2第1項第2号、同法2条14項、地方財政法4条1項に違反し、違法かつ無効である。

したがって、直ちに本件契約に基づく東山遊園の履行行為を停止させるとともに、本件契約に基づく債務の履行に係る支出命令（契約金220万円）を差し止める等、必要な措置を講ずるよう請求する。

第2 理由

名古屋市教育委員会事務局が作成した「随意契約の内容の公表」と題する文書（甲1。以下「公表内容」という。）によれば、本件随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の法定要件に基づく業務委託契約として締結されているとのことである。しかしながら、本件随意契約は、次の理由から、明らかに同条項等に違反しており、私法上も無効である。

1. 業務委託委託の必要性の欠如

本件随意契約は、その相手方（東山遊園）から、同人が主体となって勧めている再開発・整備計画の区域内に公設図書館を誘致したい旨の要望があったことを踏まえ、当該対象地・施設（星ヶ丘テラス内商業棟）が公設図書館を設置すべき候補地として適切か否かに関する基本調査を行うことを目的として、契約に至ったものと思料される。

この場合、名古屋市としては、東山遊園（実際には同社を介して、同社が当該再開発・整備を請け負わせている建築設計会社等）に対し、上記対象地の適否を調査する上で必要な基礎資料、具体的には、当該「再開発・整備計画中の事業の規模・スケジュール・工程」及び当該商業施設に公設図書館を設置した場合に要すべき条件・経費に関する資料（整備費用・ランニングコストも含め、想定される公費の支出と、その算出根拠を含む。）の提供を求め、あるいは、当該資料の提出を勧告すれば足りる。この意味で、本件委託契約の相手方である東山遊園に対し本件調査業務を委託する必要性など、全く認め難い。

それ故、本件随意契約の調査対象地の整備事業に関して「誘致の受益者」である東山遊園との間で有償契約を締結し、当該「誘致の受益者」である当の東山遊園に対し無用の公金（調査費用）を供与することは、地方自治法2条14項、及び地方財政法4条1項に違反している。

なお、相手方（東山遊園）からしかるべき基礎資料の提供がなされたときは、その正確性・適否について（公共施設の候補地・候補条件に見合うものか、特にランニングコスト等について合理的な根拠が示されているか等）について、名古屋市内部（住宅都市局営繕部）で審査することも十分可能なはずである。

2. 公平性・中立性・客観性の欠如

もし仮に本件随意契約の相手方（東山遊園）から、しかるべき基礎資料の提供がなされたとして、かつ、従前の候補地である千種図書館東側隣地（甲7）との比較検討が必要となると考えられる場合において、その比較検討をなすこと、具体的には、両候補地の立地条件、整備コスト・スケジュール、公設図書館施設の維持・管理に要すると見込まれる必要経費等のメリット・デメリットを比較検討のためには、随意契約の方法で、当該調査業務の委託する必要があることも考えられなくはない。

しかしながら、この場合の随意契約の契約相手は、当該調査業務に利害関係を持たない、公正・中立な、専門の調査機関に委託すべきは当然である。

しかるに、本件随意契約の場合、上記1のとおりそもそも業務委託の必要性がない上、その契約相手（東山遊園）は、「星ヶ丘アクティブライブラリー整備」計画に利害関係をもつ当事者本人であって、このような当事者的地位にある当人に本件調査業務に係る調査を委託することは、いわば「評価を受ける側の対象者」を「評価する側の評価者」の地位に置くに等しく、不相当であって、公平性・中立性・客観性に欠けることは明らかである。

この点、「公表内容」の「契約の相手方を選定した理由」によれば、「商業棟全体の開発スケジュールや工程、経費について知り得る唯一の業者」であることが、その理由とされているが、契約相手（東山遊園）が「商業棟全体の開発スケジュールや工程、経費について知り得る唯一の業者」であることは、むしろ、本件随意契約の相手方として「最も不適切」で、客観性・中立性を欠く根拠とされるべき事情であって、「公表内容」に記載されている相手方の「選定理由」がそもそも倒錯しているものと批判せざるを得ない。

3. 調査能力・専門能力の不明

また、公表内容に記載された「契約の相手方を選定した理由」においては、本件随意契約の「相手方」（東山遊園）が「調査対象となる星ヶ丘テラス」の「地権者」として「再開発を計画・実施」している会社である旨の記載はあるが、当該相手方が、調査対象地が公設図書館を整備するのに適するか否かを調査判断する業務（本件調査業務）を遂行する上で、必要となる専門能力（「星ヶ丘アクティブライブラリー整備候補地の比較検討」を行う評価能力）の有無について、全く言及がなく、他の調査機関に調査させた場合に調査機能に何ら

かの支障が生ずる旨の記載も一切ない。

第3 背景事情

上記第2に関連して、以下の諸事情を補足しておく。

1. 名古屋市は、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」と銘打って、名古屋市内の区域を5つの区域に分けてブロック化した上で、相互に協働・連携するなどしてサービス・利便性の向上を図る旨の施策（以下「本件整備計画」という。）を検討・実施している。

この「本件整備計画」に際しては、第1ブロックに属する千種図書館の移転先との関係で、既に平成30年6月12日の時点で、東山遊園の方から、星ヶ丘駅周辺の商業施設との連携に向け、同区域に旧千種図書館を誘致したい旨の提案があった（甲3）。

2. これに対し、名古屋市の方では、上記1の提案の内容は、必ずしも具体的なものではなく、民有地ないし民間の商業施設内に公設図書館（千種図書館）を開設した場合に想定される特有の問題の不明（例えば、ランニングコストをめぐる資金計画につき、契約・調整が必要となる等）を考慮してか、当初、「東山公園内に限って」公設図書館の整備の可否・当否を検討し（甲4、甲5）、次いで、「本件整備計画」を実施するための基礎調査として、「星ヶ丘駅周辺に（しばって）周辺地域の状況や市有施設等状況について整理を行い、建築候補地となり得る敷地について整理」を行っている（甲6、甲7）。

この関係で、名古屋市は、令和5年12月7日、株式会社柳澤設計事務所との間の随意契約として、「名古屋市北東部方面図書館整備検討基礎調査」の業務委託契約を締結し（甲6）、当該設計事務所からは、令和6年3月、「建築候補地となり得る敷地」について、「様々な観点から得失比較を行」った調査報告書が提出されている（甲7）。そして、同調査報告書によれば、公設図書館の候補地を「千種図書館東側隣地」及び「名古屋市立菊里高校」にしぼり、各候補地における今後の検討課題が抽出されている。

ちなみに、この基礎調査のもとでは、前記1の述べた東山遊園からの誘致提案については、調査対象から外されていた。

3. 以上の経緯に照らせば、後発的な事情（事情変更）から、「本件整備計画」に係る第1ブロック内で、旧千種図書館に代わる公設図書館の候補地として、本件随意契約の相手方（東山遊園）から提案のあった候補地を加える必要があると判断されるに至った場合においても、「星ヶ丘アクティブライブラリー整備候補地の比較検討」を含む基礎的調査をなす当たっては、その調査事項に、民有地上の公共施設を企図場合の諸問題、特に施設維持費等のランニングコストに関する利害得失を検討対象として加えるべきは当然である上、その比較検討にあたっては、東山遊園からの誘致活動に利害関係を有しない第三者による、客観的・専門的な調査が必要不可欠である。

第4 結論

以上のとおり、名古屋市教育委員会教育長と東山遊園との間で締結された本件

随意契約は、法定の要件を満たさず違法かつ無効であるから、地方自治法242条に基づいて、名古屋市監査委員に対し、しかるべき是正措置を講ずるよう請求する。

附 属 書 類

- | | |
|------------|-----|
| 1. 甲号証（写し） | 各1通 |
| 2. 委任状 | 12通 |

請 求 人 目 録 （省略）

証 拠 説 明 書

令和6年12月18日

号証	標 目	作成 年月日	作成者	立証趣旨等
甲 1	「随意契約の内容の公表」と題する文書	R 6. 7	教育委員会事務局	星ヶ丘アクティブライブラリー整備検討基準調査業務委託契約（本件随意契約）の概要
甲 2	契約書	R 6. 7. 2	教育委員会教育長・東山遊園株式会社	本件随意契約の具体的内容
甲 3	提案書	H30. 6. 12	東山遊園株式会社	本件随意契約の相手方当事者から、平成30年6月の時点で、既に、同社が手掛けている再開発予定地、公設図書館の設置に向け、誘致活動が行われていたこと
甲 4	請書	R 4. 11. 10	株式会社都市研究所 スペースシア	名古屋市教育委員会教育長が、千種図書館周辺での整備可能性の調査を、随意契約の形で第三者に委託したこと
甲 5	調査報告書	R 5. 1. 31	同上	甲 4に係る調査委託契約に基づく調査結果
甲 6	契約書	R 5. 12. 7	株式会社柳澤設計事務所	名古屋市教育委員会教育長が、上記甲 5の調査結果を踏まえて、第三者との間で、随意契約として、「名古屋市北東部方面図書館整備検討基礎調査」の業務委託契約を締結したこと
甲 7	報告書	R 6.	同上	甲 6に係る調査委託契約に基づく調査結果

（注）職員措置請求書は、原文をそのまま掲載した。